

令和 3 年 3 月

太田市外三町広域清掃組合議会定例会

会 議 録

太田市外三町広域清掃組合

令和 3 年 3 月 太田市外三町広域清掃組合議会定例会会議録

令和 3 年 3 月 2 9 日（月曜日）

1 出席議員

1 番	石 井 ひろみつ	議員	2 番	前 田 純 也	議員
3 番	矢 部 伸 幸	議員	4 番	山 田 隆 史	議員
5 番	町 田 正 行	議員	6 番	久保田 俊	議員
7 番	小 沢 泰 治	議員	8 番	神 谷 長 平	議員
9 番	川 島 広	議員	1 0 番	塚 田 義 一	議員
1 1 番	須 田 敏 彦	議員	1 2 番	柿 沼 英 己	議員

2 説明のために出席した者

管 理 者	清 水 聖 義	副管理者	村 山 俊 明
副管理者	金 子 正 一	副管理者	高 橋 純 一
会計管理者	谷 津 浩 司		
局 長	青 木 一 男	副 局 長	久保田 和 良

3 事務局出席者

議会事務局長	吉 田 稔		
参 事	白 石 昌 巳	課 長	松 森 則 之
係長代理	横 山 渡	係長代理	岡 部 智 康
主 任	武 内 一 也		

議 事 日 程（第 1 号）

令和 3 年 3 月 2 9 日 午後 3 時 1 5 分 開議

太田市外三町広域清掃組合議会議長 久保田 俊

会議に付した事件及び順序

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について

第 4 議案第 2 号 令和 2 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第 2 号）について

第 5 議案第 3 号 令和 3 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算について

第 6 議案第 4 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

第 7 議案第 5 号 太田市外三町広域清掃組合行政財産使用料条例の制定について

第 8 議案第 6 号 太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎開 会

午後 3 時 1 5 分開会

○議長（久保田俊） これより、令和 3 年 3 月太田市外三町広域清掃組合議会定例会を開会致します。

◎開 議

○議長（久保田俊） これより本日の会議を開きます。

◎日程の報告

○議長（久保田俊） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

◎会 期 の 決 定

○議長（久保田俊） 始めに日程第 1、会期の決定を議題と致します。

○議長（久保田俊） お諮り致します。今、定例会の会期は、本日 1 日と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（久保田俊） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定致しました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（久保田俊） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 6 1 条の規定により、議長において 9 番、川島広議員、1 0 番、塚田義一議員を指名致します。

◎議 案 上 程

「議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

の専決処分について」

○議長（久保田俊） 次に日程第３、議案第１号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（青木局長挙手）

○議長（久保田俊） 青木局長。

○組合局長（青木一男） 議案第１号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の１ページをご覧ください。

本案は、館林市が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、地方公務員災害補償法第６９条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員のうち法律（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）を除く。）による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務の共同処理を令和３年４月１日から行うため、別表第１及び第２の５の項右欄中「沼田市 渋川市」を「沼田市 館林市 渋川市」に改めるものでございます。

附則としまして、この規約の施行日を令和３年４月１日とし、施行日前の災害に係る補償については、なお、従前の例による旨の規定を設けるものでございます。

通常であれば、本日の組合議会にて議決後に議決書の謄本を提出するわけですが、提出期限が３月２６日であったため専決処分したものであります。

また、参考に群馬県市町村総合事務組合規約新旧対照表を添付致しましたので、ご確認下さい。

以上、議案第１号について提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（久保田俊） 別に、質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（久保田俊） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（久保田俊） これより採決致します。

本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（久保田俊） 挙手全員。よって本案は原案のとおり承認されました。

◎議 案 上 程

「議案第２号 令和２年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第２号）について」

○議長（久保田俊） 次に日程第４、議案第２号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（青木局長挙手）

○議長（久保田俊） 青木局長。

○組合局長（青木一男） 議案第２号 令和２年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第２号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の令和２年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算書及び補正予算に関する説明書（３月補正）の１ページをご覧ください。

本ページにおきましては、令和２年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正

予算の歳入歳出の補正について定めたものでありまして、歳入歳出それぞれ、1千400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を62億7千117万2千円とするものでございます。

次に、2ページ及び3ページにつきましては、歳入歳出補正予算の款項の区分ごとの金額になります。

続きまして、4ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書総括になりますが、4ページには歳入を、5ページには歳出をそれぞれ款別に示しましたので、款全体はこちらでご確認下さい。また、6ページには、補正額の財源内訳が示してあります。

続きまして、歳入歳出予算を事項別明細書によりご説明申し上げます。始めに、歳入についてですが、7ページ及び8ページをご覧ください。

4款1項1目繰入金につきましては、1千400万円を減額するものでございます。

次に、9ページをご覧ください。歳出でございますが、2款1項1目一般管理費につきましては、光熱水費について、今年度の執行状況を勘案し、60万円を減額するものでございます。

次に、3款1項2目ごみ処理施設整備計画支援事業費につきましては、テレビ電波障害対策委託料について、対象が追加になったことにより16万5千円を増額するものでございます。

次に、4款1項2目利子につきましては、一時借入金が発生しなかったことにより、1千356万5千円を減額するものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（久保田俊） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（久保田俊） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（久保田俊） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第3号 令和3年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算について」

○議長（久保田俊） 次に日程第5、議案第3号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（青木局長挙手）

○議長（久保田俊） 青木局長。

○組合局長（青木一男） 議案第3号 令和3年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊令和3年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算書及び予算に関する説明書の1ページをご覧ください。

本ページにおきましては、令和3年度太田市外三町広域清掃組合の歳入歳出予算をはじめ、一時借入金並びに歳出予算の流用について定めたもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億9千964万8千円とするものでございます。

なお、一時借入金の最高額は、1億円とするものでございます。

次に、2ページ及び3ページにつきましては、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額になります。

また、4ページ及び5ページには歳入歳出予算事項別明細書の総括としまし

て、歳入歳出予算を款別に前年度予算額と比較した金額を示しました。ともに前年度予算額 6 億 2 千 9 万 8 千円に対し、3 億 2 千 1 万 2 千 7 万円の減額となっております。減額となった主な要因につきましては、新炉建設工事の終了に伴い、事業費支出がなくなったものでございます。また、6 ページには、予算額の財源内訳を示しましたのでご確認ください。

続きまして、歳入歳出予算を事項別明細書によりご説明申し上げます。

7 ページ及び 8 ページをご覧ください。始めに歳入でございますが、1 款 1 項 1 目市町村負担金合計 1 億 7 千 4 百 6 万 6 千円は、各構成市町の負担金でありまして、前年度予算額に対しまして、6 億 9 千 5 万 2 千 5 千円の減額となっております。内訳は、太田市 1 億 3 千 6 百 1 万 4 千 6 千円、千代田町 1 億 3 千 2 万 5 千円、大泉町 2 億 7 千 5 百 7 万 3 千円、邑楽町 1 億 6 千 9 百 5 万 2 千 6 千円を計上するものでございます。

次に、2 款 1 項 1 目リサイクルプラザ使用料につきましては、研修室等の使用料でございまして、存目計上したものでございます。

次に、2 款 2 項 1 目衛生手数料 4 億 6 千 3 百 7 万 9 千 8 千円につきましては、リサイクルプラザに搬入される不燃ごみ、粗大ごみ等の廃棄物処理手数料及びクリーンプラザに搬入される可燃ごみの廃棄物処理手数料を計上したものでございます。

次に、3 款 1 項 1 目衛生費国庫補助金につきましては、災害等廃棄物が発生した場合に対応するため、存目計上したものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目繰入金 1 千万につきましては、財政調整基金から繰入金として計上したものでございます。

続きまして、9 ページ及び 10 ページをご覧ください。

5 款 1 項 1 目繰越金 1 億 0 千万円につきましては、前年度繰越金で前年度と同額を計上したものでございます。

6 款 1 項 1 目雑入合計額 3 億 4 千 1 万 8 千 8 千円につきましては、1 節は鉄やアルミ等の資源化物売却収入として、6 千 2 万 6 千円を計上しました。

また、2 節は、自転車や家具等の再生品売却収入として 1 万 5 千円を見込み、3 節の電力売却収入につきましては、クリーンプラザの廃棄物焼却発電として、電力エネルギー売却料、2 億 8 千万円を見込みました。

また、4 節の雑入 1 万 2 千円は、再任用及び会計年度任用職員の雇用保険料個人負担分を計上したものでございます。

なお、7 款 1 項 1 目事業債につきましては、廃款としたものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

11 ページ及び 12 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目議会費合計額 2 5 万 6 千円につきましては、組合議会運営に係る事務的経費について、前年度と同額を計上したものでございます。

また、2 款 1 項 1 目一般管理費合計額 1 億 1 千 5 0 8 万 4 千円につきましては、事務局運営費として委員報酬、職員等の人件費や共済組合負担金等を、1 2 ページから 1 4 ページには、施設管理運営費として、消耗品や光熱水費等の需用費、損害保険等の役務費、再生品補修業務委託費等の委託料、事務用備品購入費等を計上したものでございます。

次に、3 款 1 項 1 目清掃事業費合計額 1 8 億 2 千 5 7 万 4 千円につきましては、リサイクルプラザ及びクリーンプラザの運営に係る経費でありまして、作業用車両の点検整備費等の需用費、両施設の運転管理業務や焼却灰等、灰の処分及び残渣処分に係る委託料等、ごみ処理に係る経費を計上したものでございます。

なお、クリーンプラザで発生した灰の処分につきましては、最終処分場での埋立てや民間事業者の灰のリサイクルにより適切に処理しております。

また、前年度に対して増額となっている要因につきましては、新たにクリーンプラザ運営に係る費用が追加となったものでございます。

次に、1 5 ページ及び 1 6 ページをご覧ください。2 目ごみ処理施設整備計画支援事業費合計額 2 千 7 4 0 万円につきましては、5 か年環境アセス事後調査委託料のうち、令和 3 年度分、最終年度の費用を計上したものでございます。

3 目ごみ処理施設整備事業費につきましては、工事が終了したことで予算計上は、ありませんが前年比較のみ掲載しております。

4 款 1 項 1 目元金 5 億 9 千 7 1 2 万 9 千円につきましては、クリーンプラザに係る起債償還元金を計上したものでございます。

また、2 目利子につきましては、起債に係る利子として 3 千 8 2 0 万 5 千円を計上したものでございます。

また、5 款 1 項 1 目予備費として前年度同様の 1 0 0 万円を計上致しました。

なお、1 7 ページから 2 4 ページには、給与費明細書、2 5 ページ債務負担に関する調書及び地方債に関する調書をそれぞれ添付致しましたのでご確認ください。

以上、議案第 3 号について、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」）の声）

○議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り

ます。

◎ 討 論（終局）

○議長（久保田俊） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎ 採 決

○議長（久保田俊） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（久保田俊） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議 案 上 程

「議案第4号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」

○議長（久保田俊） 次に日程第6、議案第4号を議題と致します。

◎ 提案理由の説明

○議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（青木局長挙手）

○議長（久保田俊） 青木局長。

○組合局長（青木一男） 議案第4号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

本案は、令和３年４月１日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に沼田市、安中市、甘楽町、長野原町、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、西吾妻環境衛生施設組合、邑楽館林医療事務組合、西吾妻福祉病院組合及び吾妻環境施設組合が、また、令和３年１２月２４日から富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が加入することにより、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更することについて関係団体と協議するため、地方自治法第２５２条の７第３項において準用する同法第２５２条の２の２第３項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容としましては、第１条では別表中、令和３年４月１日から施行する９団体を追加し、第２条では令和３年１２月２４日から施行する１団体を追加するものです。

なお、附則につきましては、施行期日をそれぞれ定め、現在の公平委員会に係る経過措置をあわせて設けるものでございます。

なお、参考に群馬県市町村公平委員会共同設置規約新旧対照表を添付致しましたので、ご確認ください。

以上、議案第４号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（久保田俊） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（久保田俊） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（久保田俊） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第 5 号 太田市外三町広域清掃組合行政財産使用料条例の制定について」

○議長（久保田俊） 次に日程第 7、議案第 5 号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(青木局長挙手)

○議長（久保田俊） 青木局長。

○組合局長（青木一男） 議案第 5 号 太田市外三町広域清掃組合行政財産使用料条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 7 ページをご覧ください。

本案は、太田市清掃事業課が当組合の管理棟 2 階多目的ホールを仮事務所として使用することに伴い、賃貸することから、新たに条例を制定するものでございます。

内容につきましては、第 1 条では趣旨として、組合の行政財産の使用について徴収する使用料に関する必要な事項を定め、第 2 条では太田市の条例を準用するための規定を設けるものでございます。

なお、附則としまして、この条例の施行日を令和 3 年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上で議案第 5 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」) の声)

○議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（久保田俊） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（久保田俊） これより採決致します。
本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（久保田俊） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第6号 太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について」

○議長（久保田俊） 次に日程第8、議案第6号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（青木局長挙手）

○議長（久保田俊） 青木局長。

○組合局長（青木一男） 議案第6号 太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 8 ページをご覧ください。

本案は、新炉建設工事に伴い、管理棟とクリーンプラザをつなぐ渡り廊下部分として、第 3 研修室を改修したことにより、使用できなくなったので、条例中に記載してある「第 3 研修室」について削除するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、第 5 条第 6 号及び別表の「第 3 研修室」を削るものでございます。

なお、附則としまして、この条例の施行日を令和 3 年 4 月 1 日からとするものでございます。

また、参考に条例の新旧対照表を添付致しましたので、ご確認ください。

以上で議案第 6 号について、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（久保田俊） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（久保田俊） これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（久保田俊） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（久保田俊） 以上をもちまして、今、定例会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。大変ありがとうございました。

午後 3 時 3 0 分閉会

地方自治法第123条第2項及び太田市外三町広域清掃組合議会会議規則
第61条の規定により、ここに署名する。

太田市外三町広域清掃組合議会議長

久保田 俊

太田市外三町広域清掃組合議会議員

川 島 広

太田市外三町広域清掃組合議会議員

塚 田 義 一